

令和 2 年第 2 回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺 市

目 次

	頁
議案第 63 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例	3
議案第 64 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例	11
議案第 65 号 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例	13
議案第 66 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第 67 号 堺市立青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例	17
議案第 68 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	19
議案第 69 号 工事請負契約の締結について [東工場第二破碎施設復旧工事]	23
議案第 70 号 阪和線堺市・三国ヶ丘間第二今池橋耐震対策工事の委託に 関する協定の締結について	27
議案第 71 号 物品の買入れについて [はしご水槽付消防ポンプ自動車(15m級)]	31
議案第 72 号 物品の買入れについて [はしご付消防自動車(40m級)]	33
議案第 73 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	35
議案第 74 号 市道路線の認定及び廃止について	39
報告第 5 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の 報告について	61
報告第 6 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	67

令和2年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和2年5月28日

堺市長 永藤英機

- | | |
|----------|--|
| 議案第 63 号 | 堺市市税条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 64 号 | 堺市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 65 号 | 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 66 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 67 号 | 堺市立青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 68 号 | 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 69 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 70 号 | 阪和線堺市・三国ヶ丘間第二今池橋耐震対策工事の委託に関する協定の締結について |
| 議案第 71 号 | 物品の買入れについて |
| 議案第 72 号 | 物品の買入れについて |
| 議案第 73 号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 議案第 74 号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 報告第 5 号 | 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について |
| 報告第 6 号 | 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について |

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第18条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条第1項第5号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第31条第1項中「第343条第4項から第9項まで」を「第343条第4項から第10項まで」に、「者に課する」を「者に課することができる」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項後段の場合(法第343条第4項又は第5項に該当する場合に限る。)において、市長は、固定資産課税台帳に登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第33条の見出し中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第1項中「平成31年法律第2号」を「令和2年法律第5号」に、「平成31年新法」を「令和2年新法」に、「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「平成31年新法第349条の3第29項」を「令和2年新法第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「平成31年新法第349条の3第30項」を「令和2年新法第349条の3第29項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「所有する固定資産」の次に「(第31条第1項の規定により所有者とみなされて固定資産税が課されるものを含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法」を「令和2年新法」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第

15条第2項第6号」を「令和2年新法附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「平成31年新法」を「令和2年新法」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第15条第33項第1号イからホまで」を「令和2年新法附則第15条第30項第1号イからニまで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第15条第33項第2号イ又はロ」を「令和2年新法附則第15条第30項第2号イからハまで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第15条第33項第3号イからハまで」を「令和2年新法附則第15条第30項第3号イからハまで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「平成31年新法附則第15条第38項」を「令和2年新法附則第15条第34項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「平成31年新法附則第15条第44項」を「令和2年新法附則第15条第38項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「平成31年新法附則第15条第45項」を「令和2年新法附則第15条第39項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「平成31年新法附則第15条第47項」を「令和2年新法附則第15条第41項」に改め、同項を同条第10項とし、同条に次の1項を加える。

11 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第62条に規定する政令で定める家屋及び構築物に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

附則第3条の2の2中「平成31年新法」を「令和2年新法」に改める。

附則第4条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第22条 第3条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第3条の3第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第11項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

第3条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「規定する収益事業」の次に「(以下この節において単に「収益事業」という。)」を加える。

第11条第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第16条の2第1項及び第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第5項中「又は連結法人税額」及び「又は当該連結法人税額」を削る。

第28条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「第59項」を「第69項」に改める。

(堺市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、堺市市税条例第29条第1項第5号の改正規定を削る。

附則第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第13条、第18条及び第29条の改正規定並びに第2条の規定 令和3年
1月1日

(2) 第3条の規定 令和4年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定（個人の市民税に関する部分に限る。）は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

3 第3条の規定による改正後の堺市市税条例の規定（法人の市民税に関する部分に限る。）は、第1項第2号に定める施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において単に「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

4 2号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び2号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）の分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例第31条第1項及び第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(堺市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正)

8 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第11項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第12項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

9 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第1号及び第2項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

10 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第7項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

11 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、同項第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に、同項第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に、同項第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附則第5項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第10項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第11項の表中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第12項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第13項の表中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

堺市市税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

- (1) 個人の市民税について、未婚のひとり親に対して税制上の措置を講ずる改正に伴い、減免規定等の改正を行うもの
- (2) 固定資産税について、使用者を所有者とみなす制度の拡大及び課税標準の特例による減額措置の適用期限の延長等に伴う改正を行うもの
- (3) 法人の市民税について、国税における連結納税制度の見直しに伴う改正を行うもの
- (4) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う改正を行うもの
- (5) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 1(1)に係る改正規定 令和3年1月1日
- (2) 1(3)に係る改正規定 令和4年4月1日

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「29,810円」を「23,850円」に改め、同条第3項中「29,810円」を「23,850円」に、「47,300円」を「37,360円」に改め、同条第4項中「29,810円」を「23,850円」に、「57,630円」を「55,640円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第10条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市介護保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正を踏まえ、市町村民税世帯非課税者等である被保険者に係る保険料率の軽減措置について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市保健所及び保健センター条例の 一部を改正する条例

堺市保健所及び保健センター条例（昭和38年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表堺市西保健センターの項中「鳳南町4丁」を「鳳東町6丁」に改める。
別表中「別表」の次に「(第5条関係)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年8月11日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市保健所及び保健センター条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市西保健センターの移転に伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和2年8月11日から施行するものであること。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第8号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則、

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和2年9月1日から施行するものであること。

堺市立青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例

堺市立青果地方卸売市場条例（昭和47年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び大阪府地方卸売市場条例（昭和47年大阪府条例第6号。以下「府条例」という。）」を削る。

第3条第1項中「法第58条第1項の規定により許可を受けた者」を「市場において卸売の業務を行おうとする者」に改める。

第4条中「次の各号のいずれかに該当する」を「この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した」に改め、同条各号を削る。

第7条第2項中「破損又は」を「破損し、又は」に改める。

第12条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、「府条例若しくは」を削り、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

堺市立青果地方卸売市場条例の一部改正について

1 改正の趣旨

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の施行及び大阪府地方卸売市場条例（昭和47年大阪府条例第6号）の廃止に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和2年6月21日から施行するものであること。

堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

第13条第2項中「向って」を「向かって」に改める。

附則第5条第5項第2号及び第6項並びに第6条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

12,400円	13,300円	14,200円
10,600円	11,500円	12,400円
8,800円	9,700円	10,600円

を

「

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

に改め、同表の備考

1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市消防団員等公務災害補

償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、附則第5条及び第6条並びに別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行日の前日までの間に、この条例による改正前の堺市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定による補償基礎額に基づき支給された損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正を踏まえ、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条第2項、附則第5条及び第6条並びに別表の規定は、令和2年4月1日から適用するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 東工場第二破碎施設復旧工事
- 2 工事概要 東工場第二破碎施設の復旧工事
【復旧工事】
機械設備 一式
電気 一式
建築 一式
【防災設備増強工事】
機械設備 一式
電気 一式
建築 一式
- 3 契約の相手方 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
支社長 栗野 卓
- 4 契約金額 594,000,000 円
うち取引に係る消費税額等 54,000,000 円
- 5 仮契約の日 令和2年4月27日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
- 2 工 事 期 間 議会の議決を経た翌日から
令和3年10月29日まで

附近見取図

図面名称

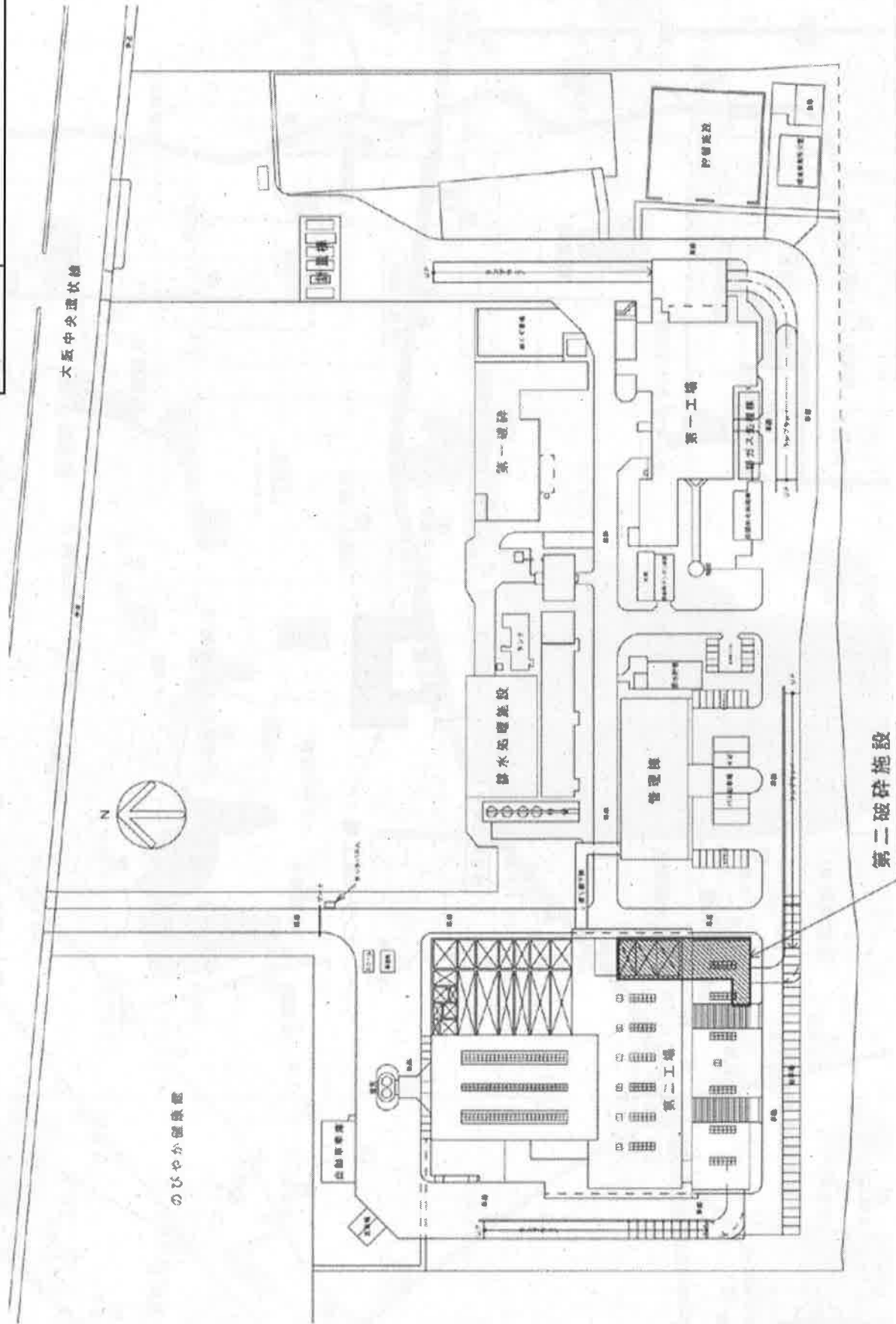


東工場第二破砕施設復旧工事

工事名称

配置図

図面名称



工事名称 東工場第二破砕施設復旧工事

工事名称

阪和線堺市・三国ヶ丘間第二今池橋耐震対策工事の委託 に関する協定の締結について

次のとおり、協定を締結する。

- 1 協定の目的 阪和線堺市・三国ヶ丘間第二今池橋耐震対策工事

- 2 工事概要 第二今池橋の耐震対策工事
 本体工事 一式
 関連工事 一式
 工事付帯 一式

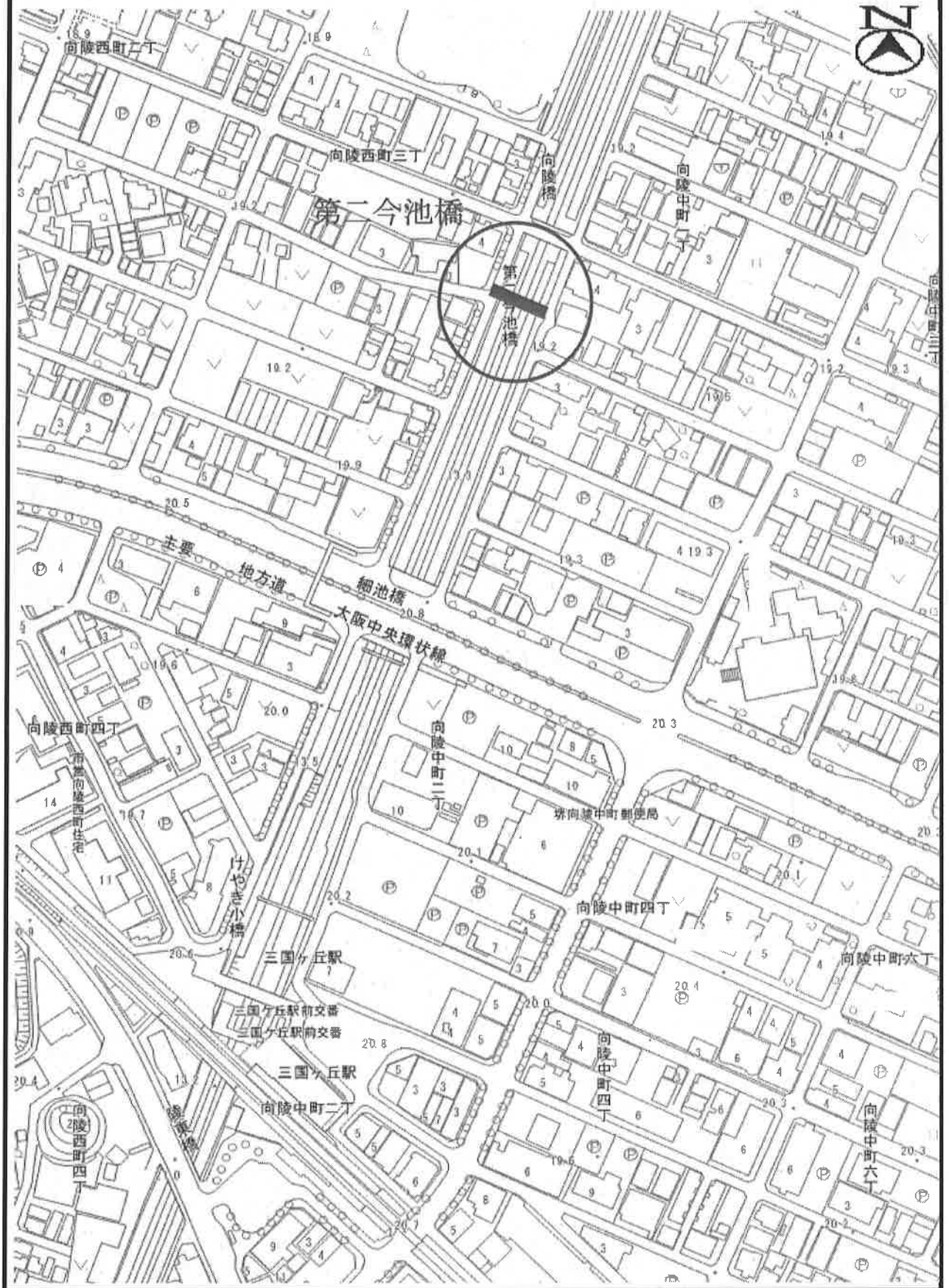
- 3 協定の相手方 住所 大阪市淀川区宮原 4-3-39 大広新大阪ビル
 氏名 西日本旅客鉄道株式会社
 取締役兼常務執行役員近畿統括本部長 川井 正

- 4 協定金額 327,862,000 円
 うち取引に係る消費税額等 22,362,000 円

阪和線堺市・三国ヶ丘間第二今池橋耐震対策工事の委託 に関する協定の締結について

- 1 協定の締結方法 随意契約
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による)
- 2 協定の期間 議会の議決を経た翌日から
令和5年3月31日まで

位置図



物品の買入れについて

次のとおり、はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m 級）1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 住所 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
氏名 株式会社モリタ関西支店
支店長 土居 典生
- 2 購入金額 98,780,000 円
取引に係る消費税額等 8,980,000 円
- 3 仮契約の日 令和 2 年 4 月 28 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和3年3月19日まで
- 3 入札執行日時 令和2年4月17日 午後1時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位：円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社モリタ関西支店		89,800,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所		119,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

物品の買入れについて

次のとおり、はしご付消防自動車（40m 級）1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 住所 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
氏名 株式会社モリタ関西支店
支店長 土居 典生
- 2 購入金額 195,690,000 円
取引に係る消費税額等 17,790,000 円
- 3 仮契約の日 令和 2 年 4 月 28 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和3年3月19日まで
- 3 入札執行日時 令和2年4月17日 午後1時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社モリタ関西支店		177,900,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所		199,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四條畷市」の次に「、大阪狭山市」を、「忠岡町」の次に「、熊取町」を、「太子町」の次に「、河南町」を加える。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 73 号説明資料)

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものである。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根拠]

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
7340	黒山38号線	美原区黒山731番1地先 美原区黒山375番6地先		土地区画整理 事業
7341	黒山39号線	美原区黒山385番1地先 美原区黒山462番1地先		〃
7342	黒山40号線	美原区黒山757番地先 美原区黒山782番6地先		〃
7343	黒山41号線	美原区黒山751番地先 美原区黒山757番地先		〃
7344	黒山42号線	美原区黒山470番地先 美原区黒山782番3地先		〃
7345	黒山101号線	美原区黒山763番地先 美原区黒山466番地先		〃
7346	黒山43号線	美原区黒山195番1地先 美原区黒山363番1地先		〃
7284	土塔211号線	中区土塔町84番15地先 中区土塔町84番17地先		開発に伴う寄 付
7283	土塔210号線	中区土塔町10番3地先 中区土塔町10番12地先		都市計画法第 39条による 帰属
7693	深井中227号線	中区深井中町1174番7地先 中区深井中町1174番20地先		〃
7547	白鷺15号線	東区白鷺町3丁1879番18地先 東区白鷺町3丁1879番8地先		〃
7958	日置荘北60号線	東区日置荘北町3丁64番2地先 東区日置荘北町3丁64番8地先		〃
7727	鳳南68号線	西区鳳南町5丁574番5地先 西区鳳南町5丁574番11地先		〃
7339	草部225号線	西区草部868番7地先 西区草部868番5地先		〃
7197	大豆塚44号線	北区大豆塚町2丁33番2地先 北区大豆塚町2丁33番7地先		〃
7470	百舌鳥梅55号線	北区百舌鳥梅町3丁56番26地先 北区百舌鳥梅町3丁56番29地先		〃
7605	多治井75号線	美原区多治井674番12地先 美原区多治井674番6地先		〃

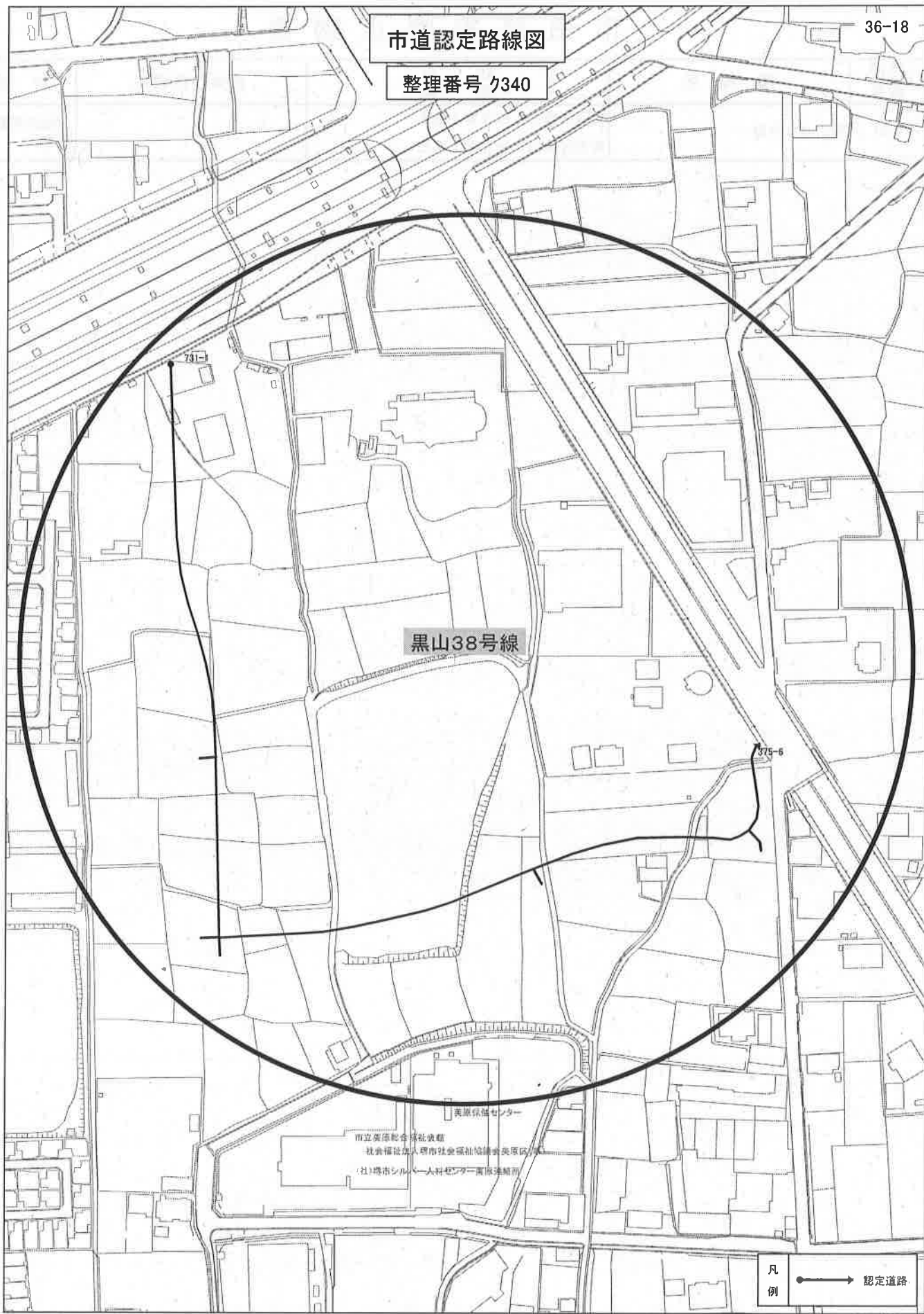
市道路線廃止調書

整理 番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付記
7241	黒山33号線	美原区黒山195番1地先 美原区黒山383番1地先		土地区画整理 事業

市道認定路線図

36-18

整理番号 7340



黒山38号線

731-1

775-6

英原保健センター

市立英原総合福祉会館

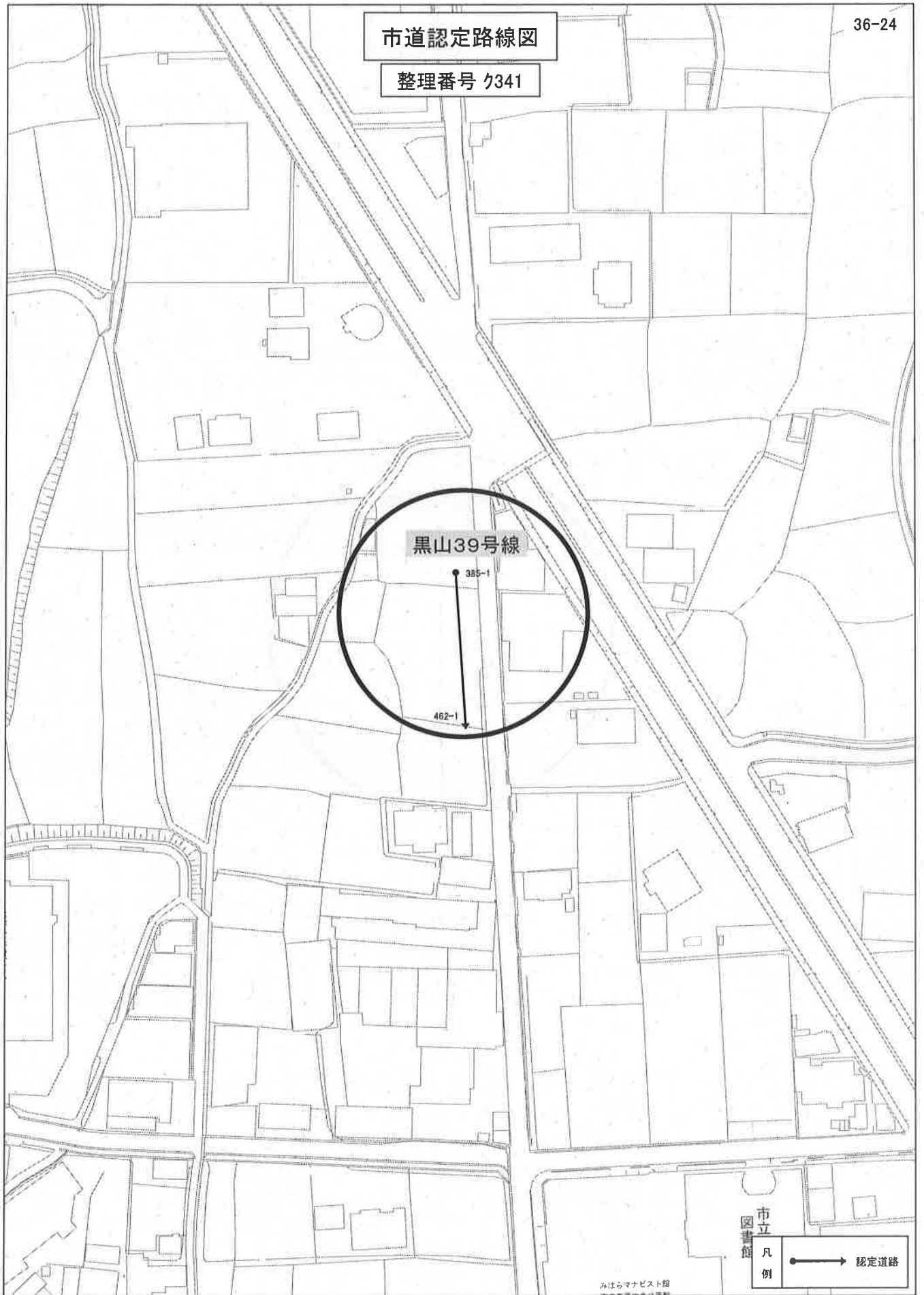
社会福祉法人堺市社会福祉協議会英原区

(社)堺市シルバー人材センター 英原連絡所

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7341



市道認定路線図

整理番号 7342

黒山40号線

757

762-6

美保保健センター
市立美保総合福祉会館
社会福祉法人 社会福祉協議会美保区(事)
(社)黒山シルバー人材センター美保連絡所

上黒山総合会館

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7343

黒山41号線

751

757

凡例
● → 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7344

黒山42号線

470

782-3

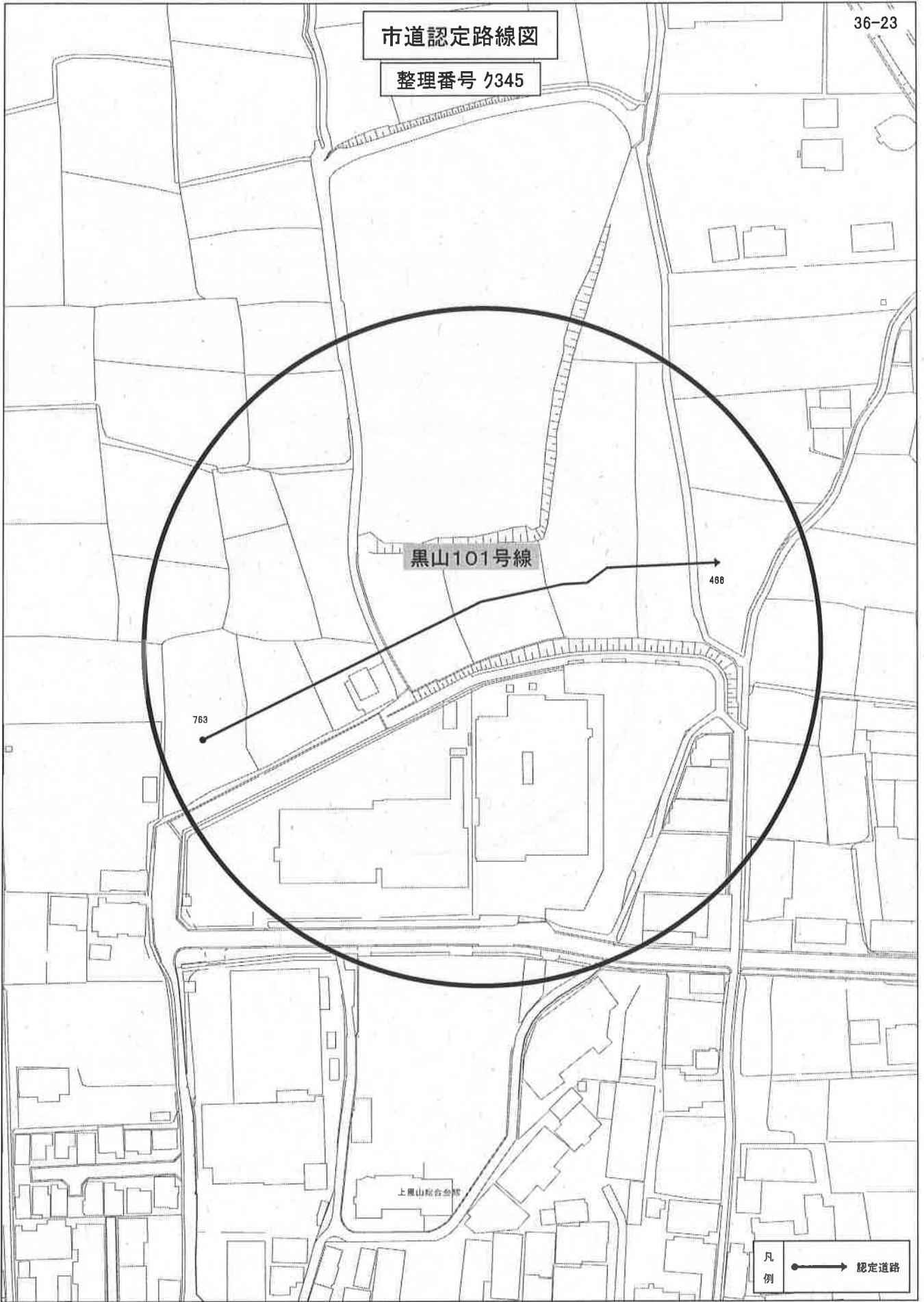
市立若原総合福祉会館
社会福祉法人若原社会福祉協議会若原区(事)
(社)若原シルバー人材センター兼健康館

高齢保健センター

凡例
●——→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7345



市道認定路線図

整理番号 7346

市立史跡黒山山頂展望の広場

史跡黒山山頂

黒山寺

史跡黒山山頂展望の広場

下黒山地区会管理広場

下黒山公民館

下黒山公民館

下黒山公民館

西比神社

黒山43号線

185-1

363-1

凡例
→ 認定道路

黒山地区公民館

市道認定路線図

41-13

整理番号ト284



市道認定路線図

41-08

整理番号 卜283

府立東百舌鳥高等学校

土塔210号線

10-3

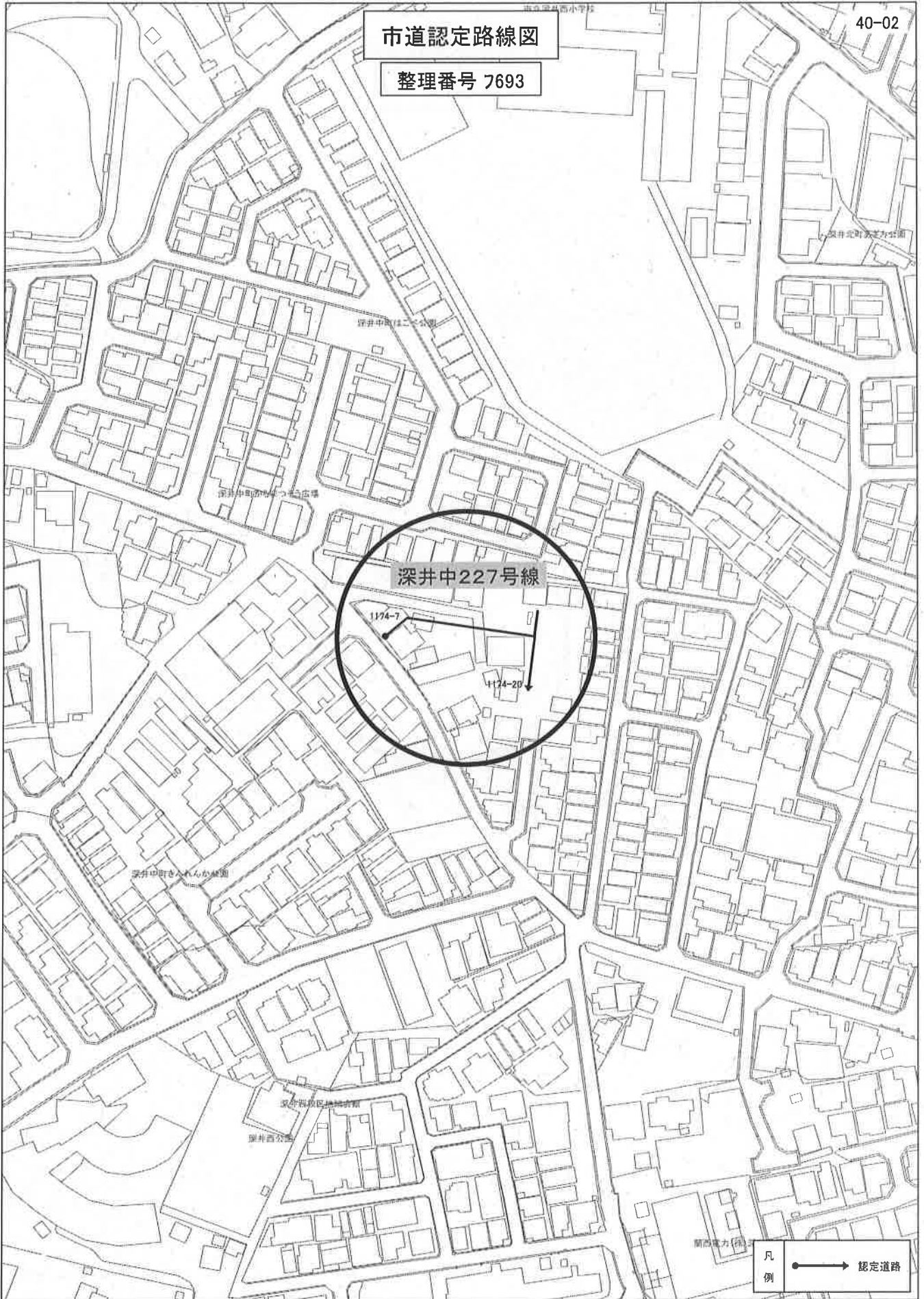
10-12

土塔町東公園

凡例
●——→ 認定道路

市道認定路線図

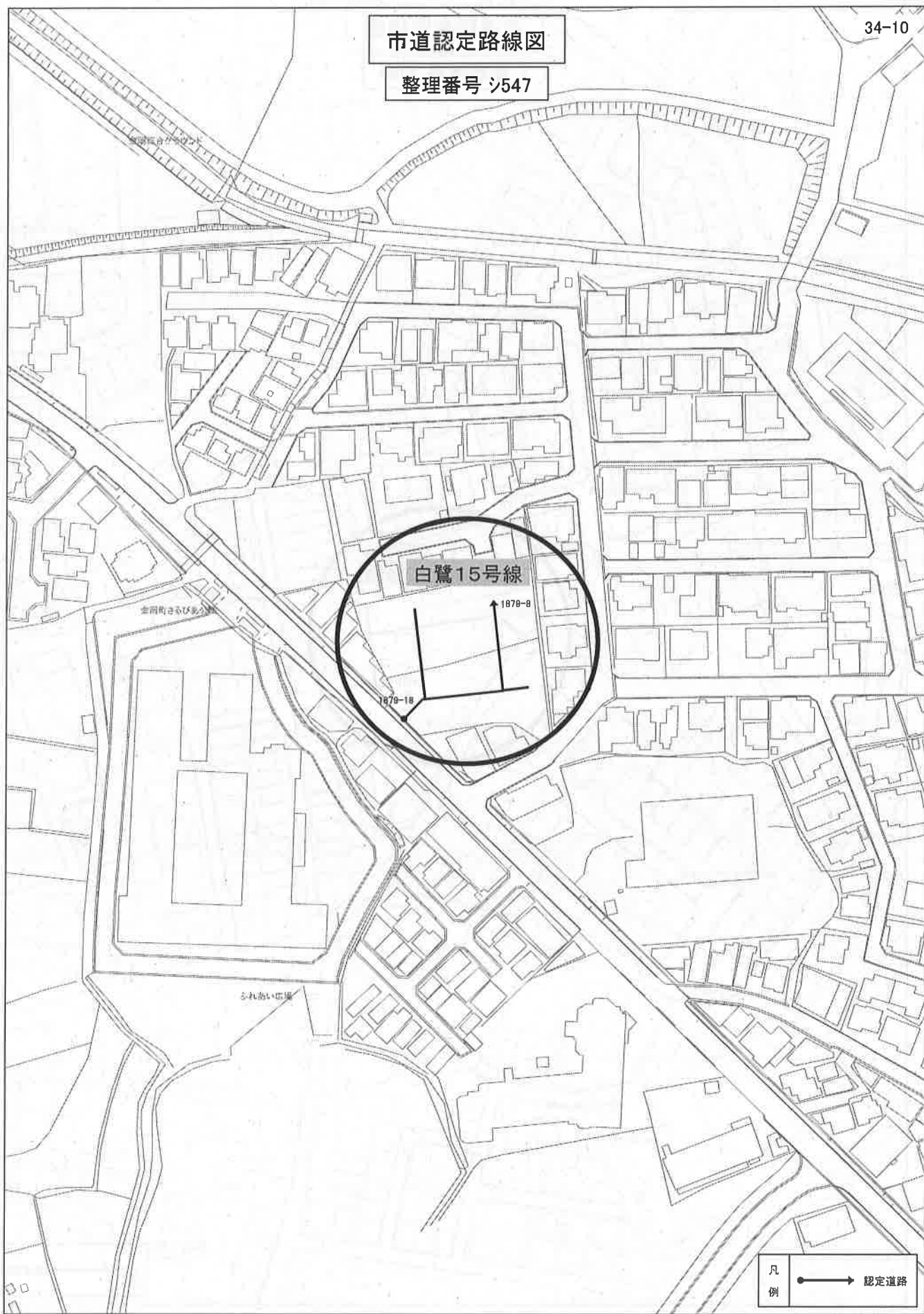
整理番号 7693



市道認定路線図

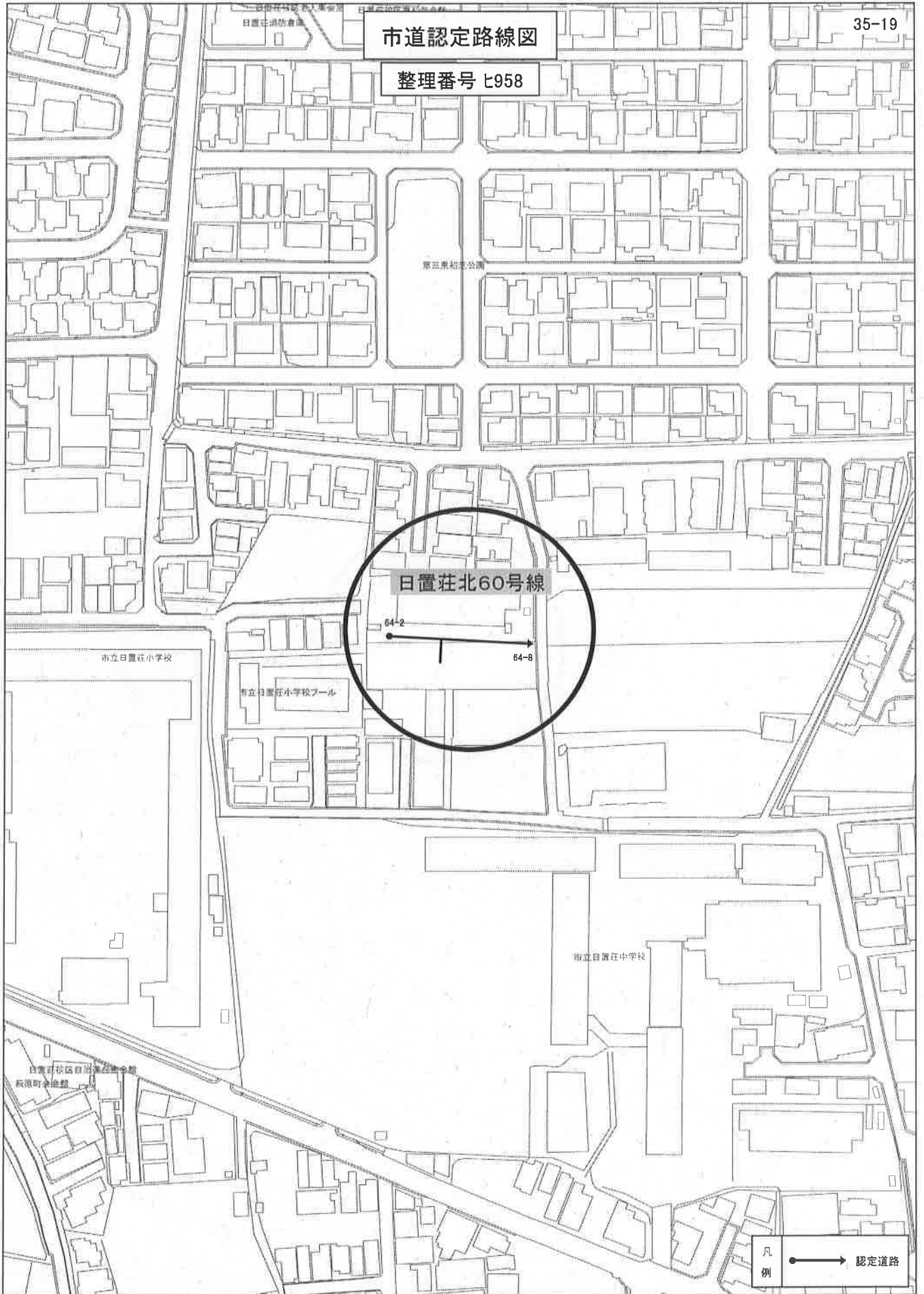
整理番号 シ547

34-10



市道認定路線図

整理番号 7958



日置荘北60号線

64-2

64-8

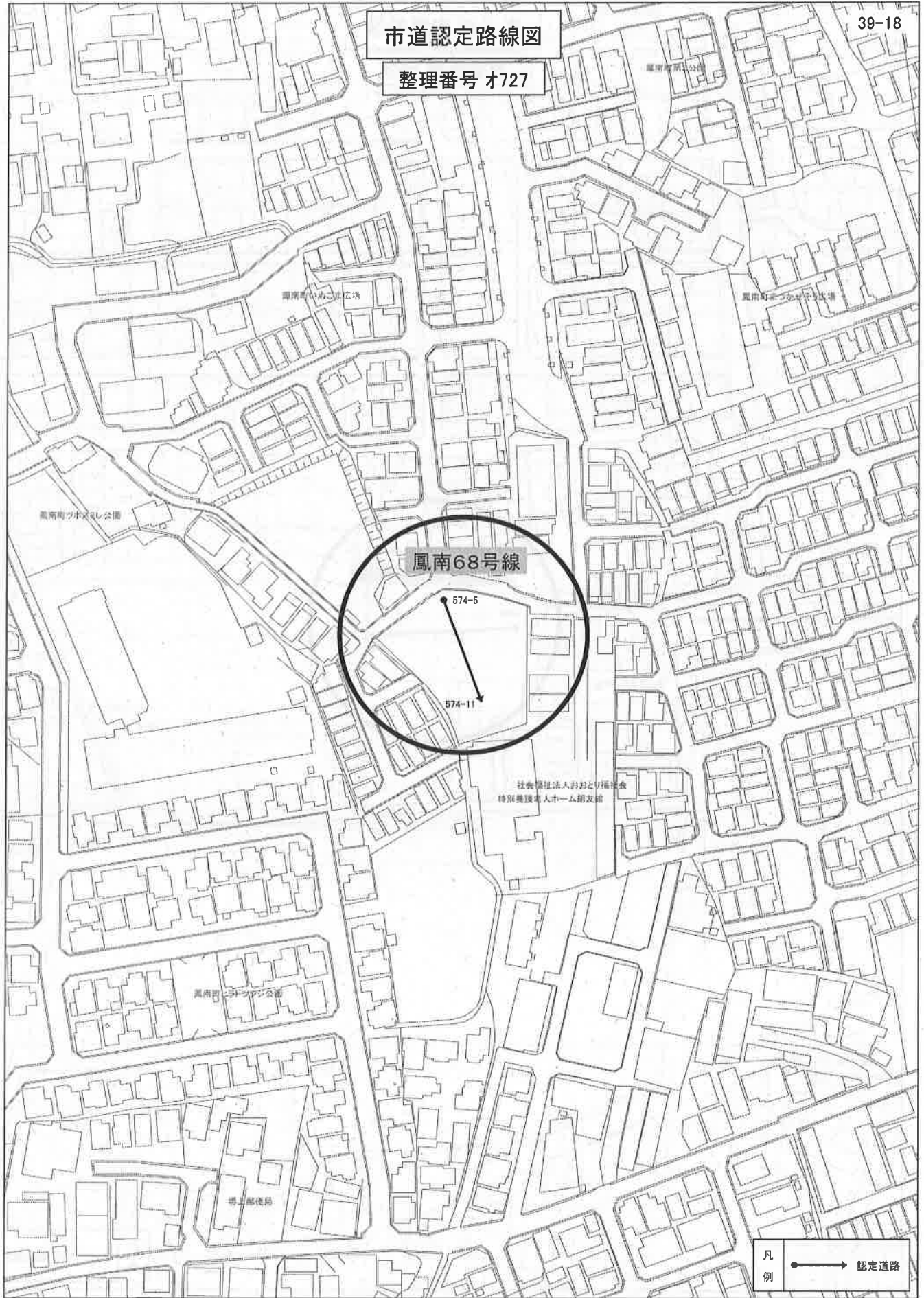
凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 才727



鳳南町ツボスレ公園

鳳南町いぬこま広場

鳳南町第3公園

鳳南町まつのせき広場

鳳南68号線

574-5

574-11

社会福祉法人鈴野とゆづり協会
特別養護老人ホーム鈴友館

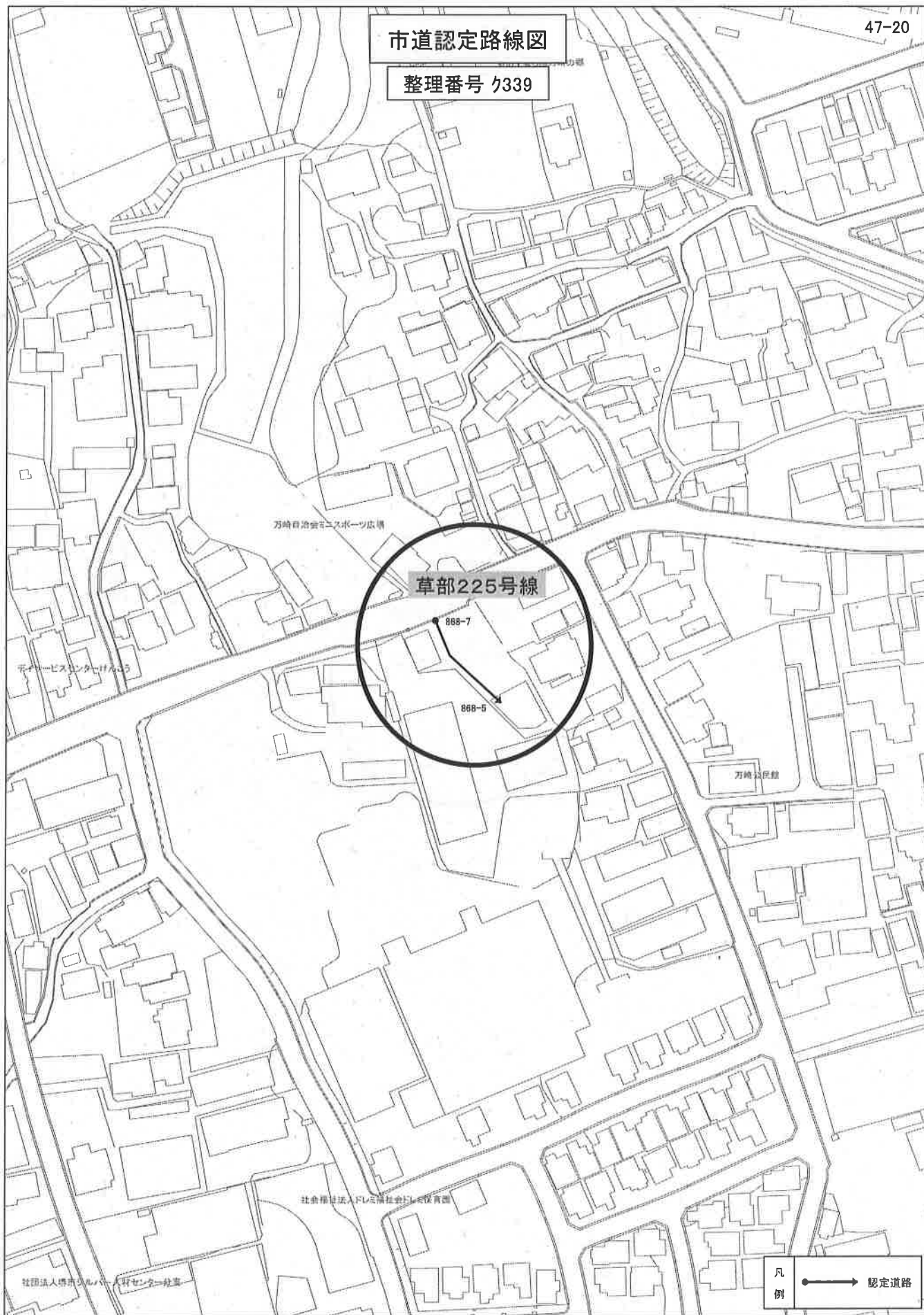
鳳南町三ツツツ公園

橋上郵便局

凡例
→ 認定道路

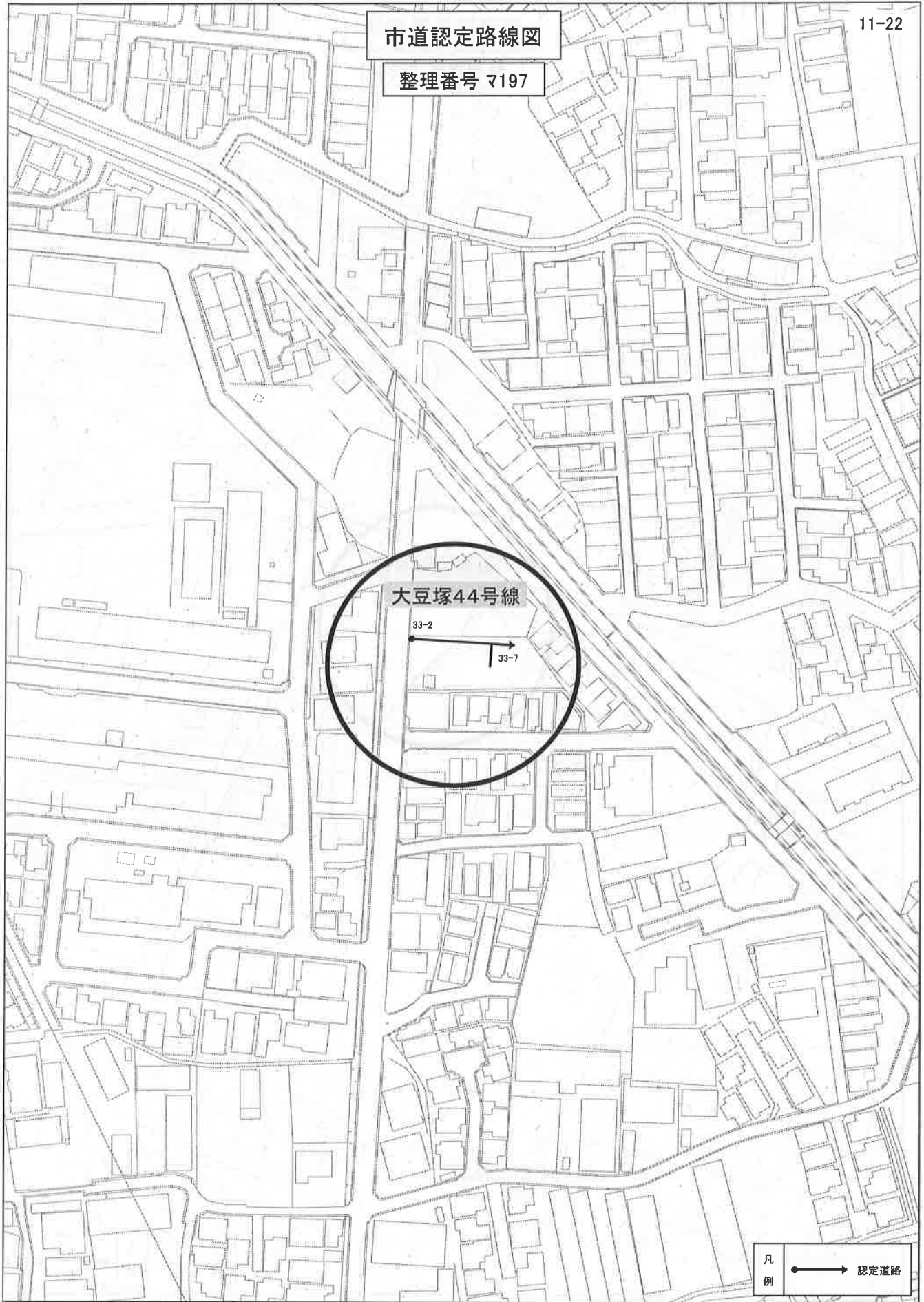
市道認定路線図

整理番号 7339



市道認定路線図

整理番号 マ197



大豆塚44号線

33-2

33-7

凡例



認定道路

市道認定路線図

34-06

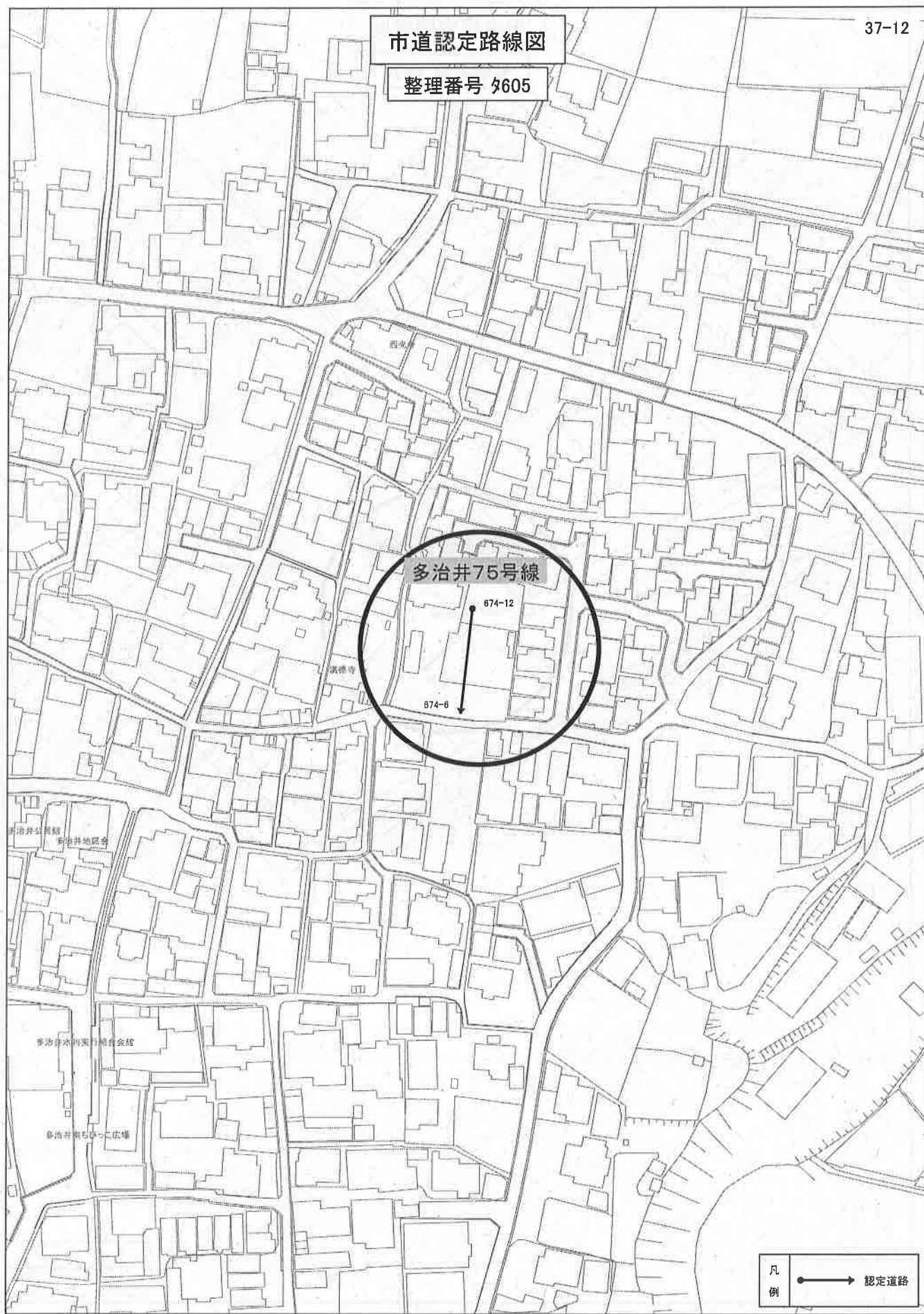
整理番号 ㊦470



市道認定路線図

37-12

整理番号 4605



多治井75号線

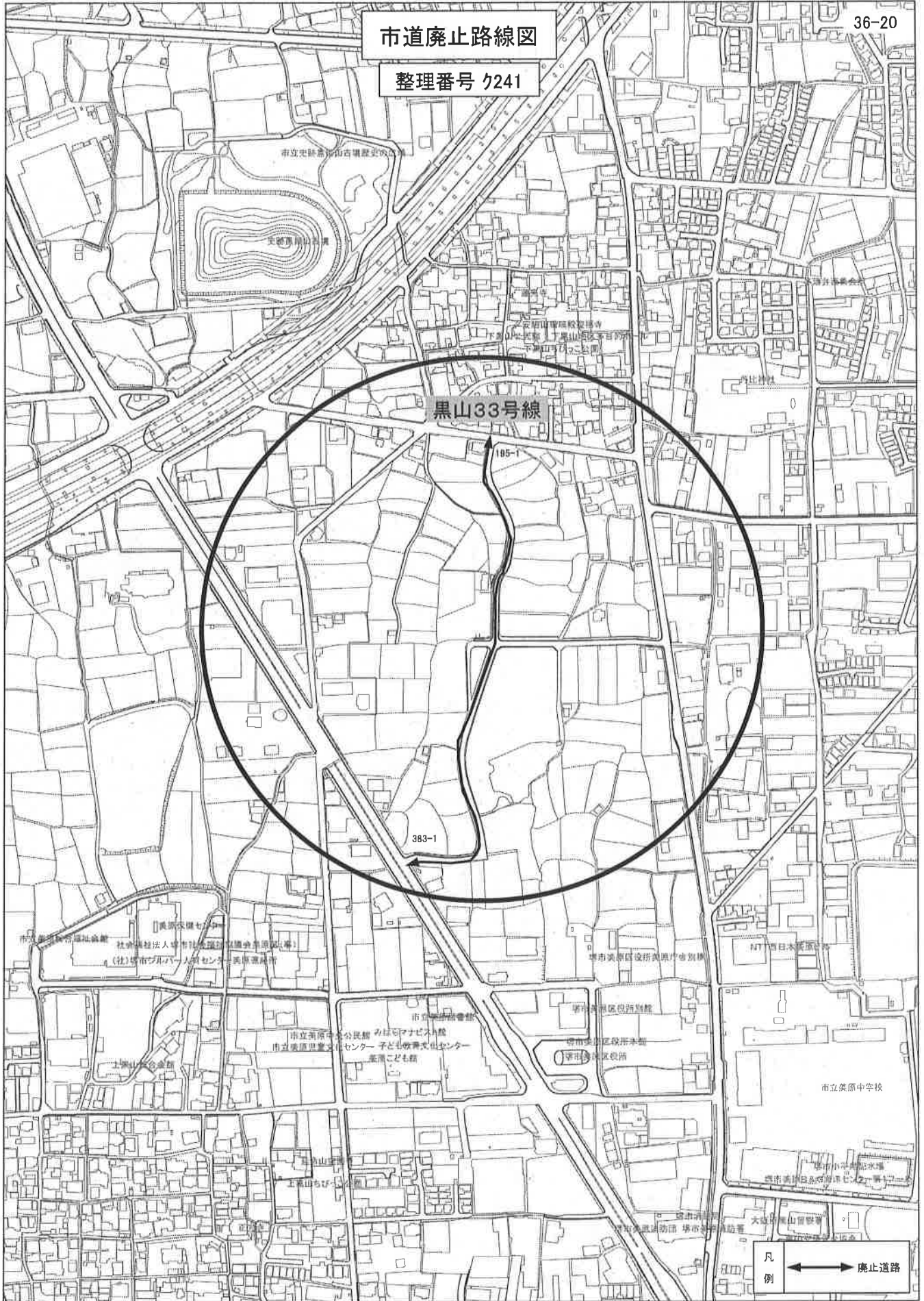
674-12

674-6

凡例
→ 認定道路

市道廃止路線図

整理番号 7241



堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の 報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 27 号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 専決について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 27 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支給を受けている被保険者（附則第30項及び第31項において単に「被保険者」という。）が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染し、又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間の末日までの間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 28 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間に支給を受けた給与等の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときにあってはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときにあってはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときにあってはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときにあってはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、当該傷病手当金の額が、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級に対応する標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に5円未満の端数があるときにあってはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときにあってはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときにあってはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときにあってはこれを1円に切り上げた額）を超えるときは、当該3分の2に相当する額とする。
- 29 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないもの

とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

30 被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合において、当該被保険者のうち、給与等の全部又は一部の支給を受けることができる者については、当該給与等の支給を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支給を受けることができる給与等の額が、附則第28項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する適用期間)

31 附則第27項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間である被保険者について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定するものをいう。以下同じ。）の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえ、本市においても、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置として傷病手当金の支給を行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(子ども相談所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
22	2.3.24	330,400	堺市南区*** *****	*****	令和元年10月15日(火) 午前11時15分ごろ、和泉 市伏屋町5丁目光明池試 験場南交差点南側にお いて、虐待対策課の職 員が車線変更した際、左 側車線を走行していた相 手方車両に接触し、損傷 させたもの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
24	2.3.31	41,485	堺市西区*** ***** ***	*****	平成30年9月4日(火) 午後3時ごろ、堺市中区 深井北町814番地1に所 在する堺市営北深井住 宅の屋根素材が台風によ る突風により飛散し、相 手方の家屋に接触し、毀 損させたもの。

(警防部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
28	2.4.24	857,706	堺市堺区**** *****	*****	令和元年8月30日(金) 午後6時45分ごろ、堺市 堺区田出井町1地先にお いて、堺消防署三国ヶ丘 出張所職員が高規格救 急自動車で緊急走行中、 赤信号交差点に進入し た際、横断してきた相手 方自転車に接触し、負傷 させたもの。
29	2.4.27	82,500	兵庫県神戸市中 央区加納町6丁 目5-1	神戸市 神戸市長 久元喜造	令和元年11月20日(水) 午前10時20分ごろ、大 阪市此花区の舞洲緑道 北側沖水域で実施した 本市と大阪市及び神戸市 の消防艇合同訓練にお いて、消火救助活動を実 施した際、西消防署臨 海分署職員が本市消防 艇を相手方消防艇に接 触させ、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第 3 項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
20	2.3.11	訴えの提起に ついて	堺市西区***** *****堺市 営*****住宅** :***の住宅の明渡 し及び住宅使用料相 当損害金	堺市西区***** ***** **堺市営** **住宅*****	亡*****の 相 続 人

及び第 4 項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市西区「*****」堺市営「***」住宅「***」の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和元年6月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区「*****」堺市営「***」住宅「***」の入居名義人である「***」は、令和元年5月21日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
23	2.3.31	原山公園再整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営	堺市堺区海山町2丁123番地	原山公園PFI株式会社 代表取締役 伊藤晴康	変更前 4,709,961,000円 (消費税額等 348,886,000円) 変更後 4,872,417,656円 (消費税額等 383,677,881円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
<p>162,456,656円 （消費税額等 34,791,881円）</p>	<p>①消費税率変更の対応 ②物価変動の対応 ③設計変更の対応 ④維持管理・運營業務未実施による対応</p>	<p>① 消費税法改正法及び地方消費税等改正法の施行日である平成31年10月1日以降に実施する維持管理・運營業務、物品購入等に対して、消費税及び地方消費税の適用税率変更に伴う増額変更を行う。</p> <p>② 平成31年3月にPFI事業者から「物価変動によるサービス対価の改定について」の請求があり、平成31年4月以降の残工事費に対して物価変動に伴う増額変更を行う。</p> <p>③ 事業開始後に判明した、盛土に使用する現場発生土の強度不足及び地中障害物への対応（地盤改良、地中障害物（鉦砕）の撤去処分）等により増額変更を行う。</p> <p>④ 契約時は、平成31年4月1日から公園内一部エリア（憩いの森周辺）を開放し、維持管理・運營業務を開始することを予定していたが、平成30年9月の台風21号による倒木対応により憩いの森周辺の整備スケジュールに遅れが生じたため、平成31年4月1日から令和2年6月30日までの維持管理・運營業務を実施することができなくなったことから減額変更を行う。</p>

(消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
32	2.5.7	(仮称)堺市総合防災センター 建設工事に伴う 空気調和設備 工事	堺市南区梅 371番地 泉陽ビル3F	永安設備・サニコン 建 設 工 事 共 同 企 業 体 代表構成員 永 安 設 備 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 永 安 啓 介 他の構成員 株式会社サニコン 代 表 取 締 役 中 塚 雅 教	変更前 313,888,300円 (消費税額等 28,535,300円) 変更後 316,186,200円 (消費税額等 28,744,200円)
33	2.5.7	(仮称)堺市総合防災センター 建設工事に伴う 電気設備工事	大阪市北区 大淀中4丁目 1-16	藤井電機・Raing 建 設 工 事 共 同 企 業 体 代表構成員 藤井電機株式会社 大 阪 本 社 取 締 役 副 社 長 安 達 正 樹 他の構成員 株式会社Raing 代 表 取 締 役 白 井 健 太 郎	変更前 419,100,000円 (消費税額等 38,100,000円) 変更後 422,919,200円 (消費税額等 38,447,200円)
34	2.5.7	(仮称)堺市総合防災センター 建設工事	大阪市北区 天満1丁目3 番21号	松村組・日本土木建設 建 設 工 事 共 同 企 業 体 代表構成員 株 式 会 社 松村組大阪本店 取 締 役 専 務 執 行 役 員 本 店 長 西 村 正 治 他の構成員 日本土木建設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 熊 取 谷 和 巳	変更前 2,263,800,000円 (消費税額等 205,800,000円) 変更後 2,270,068,900円 (消費税額等 206,369,900円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
<p>2,297,900円 (消費税額等 208,900円)</p>	<p>令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。</p>
<p>3,819,200円 (消費税額等 347,200円)</p>	<p>令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。</p>
<p>6,268,900円 (消費税額等 569,900円)</p>	<p>令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。</p>

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
21	2.3.13	原山ひかり小学 校再編整備工 事	堺市西区宮 下町12番1号	堺土建・藤木組 建設工事 共同企業体 代表構成員 堺 土 建 社 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆 他の構成員 株 式 会 社 藤 木 組 代 表 取 締 役 藤 木 幸 生	変更前 1,849,610,005円 (消費税額等 137,855,455円) 変更後 1,916,899,205円 (消費税額等 143,972,655円)
25	2.3.31	百舌鳥小学校校 舎改築工事	堺市西区鳳 中町9丁4番 地26	大森・河村 建設工事 共同企業体 代表構成員 株 式 会 社 大 森 工 務 店 代 表 取 締 役 大 森 啓 介 他の構成員 株 式 会 社 河 村 工 務 店 代 表 取 締 役 河 村 厚 男	変更前 826,880,550円 (消費税額等 61,444,050円) 変更後 860,276,550円 (消費税額等 64,480,050円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
<p>67,289,200円 (消費税額等 6,117,200円)</p>	<p>請負代金額の増額変更</p>	<p>既存校舎棟の床や外壁の施工数量調査を行った結果、設計時には確認できなかったモルタルの厚みの違いやモルタルの浮き部、ひび割れ部、露筋部、躯体欠損部等の施工数量において、当初の想定から増減が発生し、相殺の結果、増額となる。また、当初設計図書では、植栽の植込み用の土は現場発生土のうち良質土を利用することになっていた。しかし、工事着手後、地中の土を調査したところ、敷地全体の土が粘性土の軟弱地であったことから、植込み用の土としては適さず、購入土を利用する必要が生じたため、増額となる。以上のことから、増額変更を行うもの。</p>
<p>33,396,000円 (消費税額等 3,036,000円)</p>	<p>請負代金額の増額変更及び工期延長</p>	<p>本工事において、敷地全体の雨水排水計画を再検討した結果、既存排水管への流量抑制に伴う経路変更が発生したため、増額となる。加えて、関連設備工事の入札不調に伴い、第1回変更契約により工期延長を実施し、着手の遅れによる影響範囲の調整及び確認を行うこととなった。調整等の結果、設備工事を実施する設備配管の迂回工事に関連し、本工事の工程を変更する必要が生じ、期間を要することとなった。また、第1回変更契約による地盤改良の施工過程において、現場状況に合わせ、一部作業工程等を見直す必要が生じ、期間を要することとなった。その他設計数量に増減が発生し、相殺の結果、増額となる。以上のことから、増額変更及び工期延長を行うもの。</p>

令和2年第2回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）

令和2年5月 発行

編集・発行 堺市財政局 財政部 資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

配架資料番号
1-B2-20-0107

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。